

# 平成29年度 事業計画書

## 目 次

1、基本方針・重点目標	1 頁
2、社会福祉法人の運営・管理	2 頁
3、社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業	3 頁
4、介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業	10 頁
5、公益を目的とする事業	14 頁
6、収益を目的とする事業	15 頁
7、その他	15 頁

□この事業計画書では主に予算書の事業区分ごとの序列に沿って計画の概要を示しております

社会福祉  
法人

飯豊町社会福祉協議会

# 1 基本方針

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、新たな三本の矢のひとつとして「介護離職ゼロ」という大きな目標が掲げられました。

社会福祉協議会は、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を推進していく一組織として、その役割に期待が寄せられており、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが、これからの大きな柱となっております。

このような中で、「社会福祉法人制度の改革」を主とした改正社会福祉法が29年度から施行されるにあたり、高い公共性が求められる社会福祉法人として経営組織のガバナンスの強化等を進めるとともに、社会福祉事業の領域に留まることなく、あらゆる住民ニーズに総合的かつ専門的に即応するといった組織の特性を最大限活用した組織づくりを目指すものです。

このため、事業運営の透明性の向上など、一層の自覚をもった法人経営が求められており、この度の改革をきっかけとして、社協組織の発展強化につなげていきたいと考えます。

次に、介護保険制度の関係では、平成29年4月から飯豊町における介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）が始まります。

町社協としては、これまで進めてきた住民同士の支えあい活動そのものを住民主体の生活支援サービスの拡充に結びつけていくように働きかけながら、社協の介護サービスの特徴といえる地域福祉の視点に立った職員の育成に積極的に取り組み、地域とのつながりを持った暮らしづくり、地域や行政との協働によるケアをこれまで以上に進めていくことを目標として参ります。

また、「福祉の里めざみ」設置からの経過年数と共に施設の老朽化が進行していることに伴い、屋根塗装及び外壁等の大規模な修繕が必要となっているため、今期は、町からの補助を受け施設の修繕工事に取り掛かります。

最後に、本年度においては、今般の社会福祉法人制度改革を社協の存在意義をより強く、社会に示していける好機ととらえ、これまで以上に行政や福祉関係団体の皆様と連携を深めながら、社会福祉法人として相応しい行動、地域における公益的な取り組み、質の高いサービスの構築に一層取り組んでいくとともに、地域福祉の主たる担い手として、制度の狭間にある方々に対し、あたたかい眼差しで手を差し伸べていくことにより、社会の「動脈」として地域の発展を支える役割を率先して果たして参ります。

以上を基本方針とし、次の重点目標に沿って各種事業を執行いたします。

## ○重点目標

- ①子どもからお年寄りまで住民一人ひとりの「生」に光をあて幸せを実感できる暮らしづくりを推進するため、地域福祉活動計画に沿った取り組みを着実に進めて参ります。
- ②どんな病気や障がいがあっても、住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるよう社協らしい支援を心掛け、サービス利用者満足度の追及を通じ、介護の質の向上を図ります。
- ③すべての職員がチームの一員としての自覚と責任を持ち、個々が持つ専門性、能力、経験等の力を大いに発揮でき、互いに高め合いながらレベルアップできる職場風土を確立します。

## 2 社会福祉法人の運営・管理【社会福祉拠点区分】

### (1) 法人本部（法人運営事業サービス区分）

項目	内容												
1 法人運営会議	法人管理の円滑化を図るためにそれぞれ次のように計画する。 (1) 理事会 (9～11名) 6月、3月、他 (2) 評議員会 (10～15名) 6月、3月、他 (3) 監事による監査 (2名) 6月、11月 (4) 正副会長会 (4名) 必要に応じて開催 (5) 評議員選任解任委員会(5名) 必要に応じて開催												
2 地域福祉推進委員会等	会長が委嘱する地域福祉推進委員(部落長、地区長、自治会長等の73名)の方々を対象とした委員会の開催及び付属機関として次の委員会を計画する。 (1) 地域福祉推進委員会(年1回) (2) ほほえみカー運行委員会(年2回) (3) 苦情解決委員会(年1回) (4) その他、専門委員会(随時開催)												
3 社会福祉事業を推進するための自主財源の確保	地域福祉の推進を図るうえで重要な財源として、地域の皆様に住民会費の協力をお願いするとともに、法人の目的に賛同する関係者(団体)等から賛助会費をお願いしながら自主財源の確保に努め、活動基盤の整備を図る。 <b>【住民会費】</b> (町内全世帯) 一戸あたり1,700円 (100円×17口) <b>【賛助会費】</b> (評議員、理事、監事、町役場管理職会、交通安全協会等) 2,000円～10,000円												
4 寄付文化の創造及び基金運営	一般篤志者の意思に基づいた基金運用を行い社会福祉事業へのより効果的な活用を図りながら、寄付文化を醸成していく。 <b>【基金の種類】</b> ① 社会福祉基金(高齢者、障がい者、児童の福祉を高める活動等、生活困窮者支援活動、災害時の救済活動など) ② ボランティア活動振興基金(ボランティア活動の推進、福祉教育活動の推進、災害ボランティアの育成支援等) ③ 固定資産取得積立基金 (地域福祉活動を展開するために必要な自動車や備品の購入) ④ 介護事業財政調整基金(法人が運営する福祉施設の維持管理、介護保険事業、障がい福祉サービス事業の推進) ⑤ 職員資格取得研修等支援基金(職員が職務上必要な資格取得に係る諸費用及び研修等の受講経費の一部助成) <b>【29年度の取り組み】</b> ① 寄付への理解づくりを進めるため、住民や地元企業に対し税の優遇措置を前面に出した広報を行う。												
5 健全経営に向けた取り組み	各種会議や研修を通じ、目標達成にむけ職員全体で意識の共有を図るほか、定期的な業績分析や労働実態の把握に努め、経営上の問題点やリスクを早期に発見していくための基盤づくりを進める。 (1) 経営改善計画の推進 (2) 施設運営会議の開催(月2回) (3) コア会議の開催(月1回) (4) 単月ベースでの予算(目標)管理												
6 在宅複合型老人福祉施設の運営	本施設の特性に沿った利用者本位の質の高い社協・介護サービスを提供していくための方策を組織全体で検討し、「選ばれる事業所」を築いていく。 <b>【基本理念】</b> ① 利用者のプライバシーや尊厳を大切にし、個人がやすらぎを持ち過ごせる場であると同時に家族が安心してお任せいただける施設を目指します。 ② 「保健」「医療」「福祉」地域一体型ケアを目指し、個々にあった介護のあり方について常に検討し実践して参ります。 ③ 飯豊愛に溢れた「ひらかれた施設づくり」を目指し、誰しものが気軽に相談できる体制づくりと地域づくりを目指します。 <b>【通年行事】</b> ※印は短期入所単独行事 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月別</th> <th>行事内容</th> <th>月別</th> <th>行事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>観桜会</td> <td>10月</td> <td>合同防災訓練・運動会・*干し柿作り</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>端午の節句</td> <td>11月</td> <td>紅葉狩り</td> </tr> </tbody> </table>	月別	行事内容	月別	行事内容	4月	観桜会	10月	合同防災訓練・運動会・*干し柿作り	5月	端午の節句	11月	紅葉狩り
月別	行事内容	月別	行事内容										
4月	観桜会	10月	合同防災訓練・運動会・*干し柿作り										
5月	端午の節句	11月	紅葉狩り										

6月	ゆり園見学・防災訓練	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	*新春会、だんご飾り
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老行事、*菊鑑賞会	3月	ひな祭り

**【施設設備等改修計画】**

事業等	時期	備考
①施設屋根塗装工事	5月～	
②施設外壁工事	5月～	
③短期入所玄関軒天修理	5月～	

**【専門委員会】**  
 ①研修委員会                      ②栄養管理委員会              ③行事企画委員会  
 ④環境・防災等対策委員会      ⑤広報編集委員会              ⑥安全衛生委員会

**【29年度の取り組み】**  
 ①介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う適切な対応を行う。

### 3 社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業 【社会福祉拠点区分】

#### (1) 住民の福祉と地域福祉の推進に関する事業 (法人運営事業サービス区分)

項 目	内 容
1 心配ごと相談事業 (町一部委託) 【第2種社会福祉事業(生活困難者に対して生活に関する相談に応ずる事業)】	<p>住民が抱える様々な心配ごとに対し、相談員による適切なアドバイスや専門機関への「つなぎ」を行うことで、問題解決を支援し安定した生活を支える。また、町から委託を受ける高齢者等相談支援事業として相談日以外の窓口相談や電話相談に職員が柔軟に対応することで高齢者が抱える問題の早期解決にあたる。</p> <p><b>【運営体制】</b>          ①相談員： 6名委嘱              ②相談日： 月1回(午後1～3時)          ③開所回数：年間12回      ④場所：福祉の里めざみ相談室</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b>          ①ネットワーク会議の検討及び関係機関との連携強化を図る。</p>
2 生活福祉資金の貸付事業 (県社協一部事務委託)	<p>県社協の受託事業として、低所得世帯及び高齢者、障がい者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上を図り安定した生活を送れるように支援する。</p> <p><b>【業務内容】</b>          ①貸付にかかる相談業務      ②資金の広報業務          ③貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援          ④関係機関との連携、連絡調整      ⑤資金の貸付及び償還に関する指導</p> <p><b>【資金種別】</b>          (1)総合支援資金(失業等、日常生活全般に困難を抱えており生計の立て直しのための資金)              ①生活支援費              ②住宅入居費              ③一時生活再建費          (2)福祉資金(日常生活を送る上で自立生活のために緊急かつ一時的に必要な経費)              ①福祉費                      ②緊急小口資金          (3)教育支援資金(学校教育法に規定する高校、大学、専門学校就学及び入学に際し必要な経費)              ①教育支援費              ②就学支度費          (4)不動産担保型生活資金(高齢者世帯に対し居住用不動産を担保に生活資金を貸付)</p> <p><b>【対象世帯】</b> 資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立生活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。概ね住民税非課税程度。または、生活保護法に基づく生活扶助基準額(最低生活費)が一定の目安額以内であるもの。</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b>          ①過去の相談件数や貸付実績をもとに、生活困窮者自立支援事業とあわせて将来的な相談体制の在り方について検討する。</p>
3 臨時特例つなぎ資金の貸付事業(県社協一部事務委託)	<p>離職者を支援するための公的給付制度等を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的とした制度資金について山形県</p>

	<p>社会福祉協議会の委託を受けて事務を行う。</p> <p><b>【業務内容】</b></p> <p>①貸付にかかる相談業務      ②資金の広報業務  ③貸付を受けようとする世帯及び受けた世帯の調査、支援  ④関係機関との連携、連絡調整   ⑤資金の貸付及び償還に関する指導</p>
4 福祉更生資金の貸付事業 【第1種社会福祉事業(生活困難者に対して無利子で資金を融通する事業)】	<p>低所得世帯等が不測の事態により緊急的に援護を必要とされる場合など、町民の経済的自立を促進するために独自事業として必要な資金の貸付けを行い、生活福祉資金貸付とあわせて困窮世帯の暮らしの安定化を図る。</p> <p><b>【制度内容】</b></p> <p>①資金原資: 1,660,034円      ②貸付限度額: 5万円(無利子)  ③償還期間: 貸付実行翌月から起算し6カ月以内</p> <p><b>【対象世帯】</b></p> <p>①飯豊町内に居住を有し、独立の生計を営む者。  ②現に生活困窮状態にあり他からの援助が得られない者。  ③貸付金の償還が確実と認められる者。  ④生活保護世帯については、福祉事務所長が特に必要と認めた者。</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b></p> <p>①生活困窮者自立支援事業との十分な事業連携により、相談者の自立につながる支援を強化する。</p>
5 災害救済金交付事業	<p>町内に居住し、火災、水害、天災等にあった世帯に対し災害救済金を支給し暮らしの立て直しを支援する。</p> <p><b>【支給基準】</b> 個人所有で本人が入居している住宅の半焼半壊以上 10,000円</p>
6 レクリエーション用具貸出事業	<p>町内における世代間交流や健康づくり活動を支援するために「レクリエーションツールライブラリー」により町内の企業や団体、グループに対し無料でレクリエーション用具の貸出しを行う。</p> <p><b>【貸出期間】</b> 1回につき原則5日以内      (レク材 / 全21種)</p>
7 車椅子貸出事業	<p>町民が病気やけがなどにより一時的に車椅子が必要となった場合に無料で貸出しを行う。</p> <p><b>【貸出期間】</b> 1回につき原則3ヶ月以内(自走式5台・介助式2台)</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b></p> <p>①車椅子(レンタル品)の自宅お届けサービスの検討を行う。</p>
8 集落ワークショップの開催	<p>同じコミュニティを形成する者同士が集まり、お互いの趣味や生きがい、アイデアを共有することで、日常の不安や困り事を解決する方法や仕組みを考え、地域の福祉課題に住民自らが向き合うきっかけの場づくりを進める。</p> <p><b>【開催場所】</b></p> <p>①モデル集落: 新規2カ所(予定) ②実施回数: 1カ所につき2回</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b></p> <p>①ない物ねだりでなく、地域にあるものを再発見、再構築する取り組みを目指す。</p>
9 中学校同級会支援事業	<p>同級生同士が定期的に交流を重ねることで地域への愛着を持ち続け、地元への定住化や出会いの場づくりを進めるための取り組みとして、中学校卒業生に対し6年後の成人式にあわせた「同級会開催予告状」の交付を行うほか、若者がまちづくりに参画するきっかけとしていくために町立中学校卒業生による同級会(対象者年齢40歳以下)の開催を事務的に支援する。</p> <p><b>【対象企画】</b></p> <p>①同級会(学習をともにし、同じ年の卒業学友の集い)  ②同窓会(同じ中学校で学習した卒業生の集い)  ③クラス会(学習をともにした教室の仲間の集い)</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b></p> <p>①赤い羽根婚活サポート事業との連携を意識する。</p>
10 福祉の仕事に関する助言と情報提供	<p>福祉の仕事や介護現場へ就職を希望する方に対し、資格取得のために必要な助言及び県福祉人材センターが発行する福祉求人誌の窓口閲覧を行い、福祉の現場で活躍する人材の育成・質的向上を手助けする。</p>

<p>11 ボランティア活動振興事業</p>	<p>地域福祉活動を担うボランティア等の人材を育成し、ボランティア活動を通じ「人と人をつなぐ」ことで地域づくりを推進する。</p> <p><b>【企業やNPO、活動団体等への支援】</b></p> <p>①全社協を保険者とする傷害保険への加入促進及び登録団体への保険料の一部助成  ②ボランティア・市民活動に関する相談、助言  ③ボランティア（活動団体）の登録及びネットワークの構築  ④ボランティア・市民活動実践者同士の交流及び研修会等の開催</p> <p><b>【ボランティアの育成及び養成】</b></p> <p>①ボランティア・市民活動の推進にむけた情報発信、普及啓発及び必要な調査研究。  ②ボランティア養成（新しい地域福祉活動の担い手養成）講座の企画立案。</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b></p> <p>①屋根の雪下ろし有償ボランティアの養成及び組織化について検討する。  ②インターネットを活用したボランティア情報発信に関する研究を行う。</p>
<p>12 災害時支え合いボランティアの構築</p>	<p>地震や水害等による災害が実際に発生した場合、地域のつながりやボランティア活動が、大きな力を発揮することから、地域防災や災害時の支え合いについて地域住民と連携し、十分な「備え」や、いざという時にきちんと「行動できる」体制づくりを進める。</p> <p><b>【実施項目】</b></p> <p>①地域防災計画をもとに行政や関係団体との連携強化に向けた協議を重ね災害時要援護者に対する支援体制について共有する。  ②災害時に、社協が全国のネットワークを活かし広げ住民に対しどのような支援を実施するか広くPRしていく。</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b></p> <p>①「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に沿った設営運営訓練に取り組む。（介護部門職員との合同訓練）</p>
<p>12 青少年ボランティアの育成</p>	<p>小中学校の児童生徒を対象に、福祉活動やボランティア活動を通して「支えあい、ともに生きる」ことの大切さと楽しさを肌で感じてもらい福祉に関心を持ってもらうためのきっかけづくりを行う。</p> <p><b>【実施項目】</b></p> <p>①ボランティア活動への動機づけを促すために、「ボランティアスクール」や「福祉出前教室」などの企画づくりを進める。  ②除雪ができる若者を育てていく取り組みの一環として、地区公民館や育成会等と連携し、除雪体験型イベントを企画立案する。</p>
<p>13 福祉学習推進事業</p>	<p>小中学校の児童生徒を対象とした「福祉の心」を育むためのプログラム提供と大人も子供もともに福祉について学びあえる学習機会づくりを行う。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>①学校等に福祉教育に関する情報提供を行い、車いす体験等の活動プログラムに対し職員派遣を行う。  ②町内企業団体、グループに「福祉関係教材」を貸出し、住民の社会福祉に関する意識の高揚を図る。（高齢者疑似体験システム等）</p> <p><b>【29年度の取り組み】</b></p> <p>①福祉体験学習の講師を務められる人材の育成、体制づくりを進める。  ②町内の学校、保護者向けに福祉教育推進に関するチラシを配布する。</p>
<p>14 いのちのバトン設置普及事業 <b>2年次</b>（町一部委託）</p>	<p>在宅で日常生活を送る単身世帯の医療情報や緊急連絡先等を記入した情報シートをバトン（筒）に入れ、自宅の冷蔵庫に常備することで、緊急搬送時や災害時の対応に備えていくため、28年度からの継続事業として民生委員や行政機関との連携を図りながら、いのちのバトンの普及拡大に取り組む。</p> <p>（1）設置対象者 単身高齢者、高齢者のみの世帯に属する者等</p>
<p>15 ふれあい・展示コーナー（仮称）の開設 <b>新規</b></p>	<p>福祉用具取扱い事業者による福祉用具の展示をはじめ、福祉情報の提供を行うためのスペースを社会福祉協議会入口ロビーに設けるとともに、29年度より町内の障がい者施設に通所している障がいのある方が作成した授産品などの一部展示を計画する。</p>

16 生活事故防止に向けた啓発活動	町民の暮らしの安全が確保されるよう警察署などの関係機関と連携し、高齢者の消費者被害をはじめ、雪害事故や交通事故防止に向けた啓発を行う。 (1)悪徳商法による詐欺被害防止のための啓発活動。 (2)高齢者の雪害事故防止対策について注意喚起 (3)交通安全県民運動及び高齢者交通事故対策会議等への協力。
17 おしどり金婚さん記念品贈呈事業	当年めでたく結婚50周年を迎えられた「おしどり金婚さん夫婦」に対し、記念品を贈呈し祝福する。
18 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	福祉活動を通して、お互いがふれあう機会を設けるために各種企画やイベントを関係機関と連携を図りながら実施し、支え合いのかたちをつくるための土壌を醸成します。
19 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者と相互に協力し、福祉サービスを必要とする住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう援助する。
20 地域福祉活動計画の推進 (社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整)	地域の福祉課題に住民や関係機関が協力して各種取り組みを広げていくための「飯豊町地域福祉活動計画」を更に住民に普及させ、福祉活動の推進及び計画の実現に向けた進行管理に努める。 <b>【実施項目】</b> ①活動計画の普及啓発（広報及び関係機関団体への説明、計画書提示） ②活動計画の進行管理 ③実施計画を推進するための具体的な検討及び連絡調整等 <b>【29年度の取り組み】</b> ①地域のボランティア等と情報交換する機会を作る。 ②地区内で手助けできる項目、出来ない項目を公民館単位で整理することで生活支援サービスの在り方検討を行う。 ③会食サービス等、今後の高齢者支援全般について町と意見交換する。 ④地域の保証機能を担う仕組みについて研究する。 ⑤介護人材の確保、担い手の育成について町や関係機関と対策協議を行う。

## (2) 緊急通報装置運用事業（緊急通報装置運用事業サービス区分）

項 目	内 容
1 緊急通報装置見守り支援システム運用事業（町委託）	在宅で日常生活を送る75歳以上の単身高齢者等の町から緊急通報装置機器（ミルック）の貸与を受ける世帯の異変や緊急事態への速やかな対処及び生活支援を行うことにより、地域での見守り活動を補完すると共に、当該世帯の生活不安解消を図るための事業を町より受託する。 <b>【事業概要】</b> ①設置世帯： 40世帯（見込） ②管理体制： 平日8:00～16:45（ほほえみカー予約センター） ※以外は短期入所生活介護センターで対応 <b>【業務内容】</b> ①見守り支援システムの適正な運用及び緊急時対応マニュアル管理 ②緊急通報受信への対処及び協力員、町及び関係機関等への連絡 ③お元気コールの実施（1件につき月1回） <b>【29年度の取り組み】</b> ①緊急時の対処方法について多くの職員が学ぶ機会を定期的に計画する。

## (3) 福祉サービス利用援助事業（福祉サービス利用援助事業サービス区分）

項 目	内 容
1 福祉サービス利用援助事業 (県社協委託)【第2種社会福祉事業(福祉サービス利用援助事業)】	認知症高齢者や知的、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護し、必要なサービスを適切に利用して自立した地域生活を送れるよう、援助するとともに、権利擁護分野のケースワークにおける中心的事業として、制度やサービスへの「つなぎ」及び成年後見制度を補完するという役割を果たしながら権利擁護ニーズを抱える方の課題解決に努める。

	<p>【運営体制】</p> <p>①専門員：1名 ②生活支援員：1名 ③利用者：6名（見込）</p> <p>【29年度の取り組み】</p> <p>①事業運営のコンプライアンスについて関係者の理解づくりに努める。</p>
--	---

#### (4) 共同募金配分金事業（共同募金配分金事業サービス区分）

##### －平成28年度共同募金による配分事業－

項 目	内 容
1 単身高齢者のための会食サービス事業【老人福祉活動費】	<p>概ね75歳以上の単身高齢者で要介護状態又は要支援状態にない者を対象として、孤独感の解消、生活課題の発見と解決、閉じこもり防止、更にはお互いの支え合いの関係を作る取り組みとして、会食を中心として交流を深める事業をボランティア団体等の協力を得ながら実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①実施回数：13回※10月のみ2会場 ②参加料：300円（回）</p> <p>③実施場所：地区公民館（巡回） ④1回当たりの参加者：20名（見込）</p> <p>【29年度の取り組み】</p> <p>①今後事業を継続していく上で実施方法及び送迎の在り方等を検討する。</p>
2 ふれあいグラウンドゴルフ大会開催事業【老人福祉活動費】	<p>高齢者がグラウンドゴルフを通じ交流を図りながら、“地域福祉を支える赤い羽根共同募金”への更なる理解を広げ、この町の民間福祉活動をみんなで応援していく機運づくりを進めるための第8回目チャリティー大会を実施する。なお、当事業は競技団体や老人クラブ連合会の協力を得ながら開催する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①開催時期：10月上旬 ②対象者：町内65歳以上の高齢者</p>
3 在宅介護者の集い開催事業【老人福祉活動費】	<p>介護者相互の交流等を通して情報交換を行いながら当事者同士が「仲間づくり」できる場を提供する。また、家庭での介護技術向上のために必要な講習や相談援助を行うことで介護者の負担軽減に繋げるとともに在宅介護の実態把握に努める。なお、当事業に関しては「家族介護支援事業」と連携を図りながら実施する。</p> <p>【事業内容】①日帰り交流会：1回 ②参加者：30名（見込）</p>
4 障がい等を抱える者の就労継続支援拡充事業【障害児・者福祉活動費（特別配分）】 <b>新規</b>	<p>障がい等を理由に通常の事業所で就労することが困難な者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業の拡充を図る。</p> <p>【対象者】一般企業等の雇用に結びつかない者等</p> <p>【活動内容】</p> <p>①非雇用型による継続した就労により対象者の経済的支援及び自立支援。</p> <p>②自立相談支援機関との連携及び就労支援とのマッチング事業。</p> <p>③作業工賃向上のための調査研究。</p>
5 子育てサロン活動育成支援事業【児童・青少年福祉活動費】	<p>子育て中の母親等が地域で孤立しないために、互いに交流の場づくりを行っている育児サークルキッズワールドの活動に対し各種支援を行う。</p> <p>【支援内容】</p> <p>①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出</p> <p>④講師派遣調整 ⑤相談及び情報提供</p>
6 福祉の心推進事業【児童・青少年福祉活動費】	<p>小学生児童を対象に福祉の心の醸成を深め、高齢者の尊厳を大切に考えられる子供を育成していくために「第7回おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテスト」を企画し、家族の絆づくりの強化を図る。なお、当事業は町老人クラブ連合会や町教育委員会、学校と連携を図りながら実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①募集時期 7月下旬～8月下旬（夏休期間）</p> <p>②応募対象 町内の小学校に在学する児童</p>
7 子どもの貧困対策及び社会的包摂を進めるための事業【児童・青少年福祉活動費（特別配分）】 <b>新規</b>	<p>様々な理由で満足に食事をとれなかったり、夕飯がひとりぼっちになる子ども達や毎日一人で食事する方々が、一緒にご飯を食べることができる場のひとつとしてボランティアの協力のもと「こども食堂（仮称）」を築くことで集まる人たちの生きにくさを取り除けたり、悩みを話せたり又は勉強を教え</p>



	<p>合ったりと社会とつながり合う空間を開設する事業の実証実験に取り組む。</p> <p>【対象者】豊かな食卓を囲むことができない子どもや単独世帯等</p> <p>【活動内容】</p> <p>①調理ボランティアの募集（女性の会、一人暮らし住民等）</p> <p>②こども食堂オープン、運営（年8回）</p> <p>③「子どもの貧困」対策と「社会的包摂」を進める取り組みに関する調査研究</p>
8 小地域見守り活動支援事業 【福祉育成援助活動費】	<p>地域住民が抱える様々な「生活課題」を、早期に発見し専門機関に橋渡しする「つなぎ役」として期待される地域福祉推進委員の方々と日常的に連携を密に取り合い、小地域における「見守り」や「ニーズ把握」機能の強化を図り、要援護世帯を地域で支えていく取り組みを支援する。</p> <p>【地域福祉推進委員】 73名（各部落長等を委嘱）</p> <p>【委員の役割】</p> <p>①社会福祉協議会の連絡事項を速やかに部落等内の住民に周知徹底する。</p> <p>②常に地域住民の保健福祉に欠ける状況を把握し、町社協と連携の上その活動を推進する。</p> <p>③町社協の行う保健福祉事業に協力し、地域住民の健康と生活を高める運動に努める。</p>
9 社協広報誌“しあわせ”発行事業 【福祉育成援助活動費】	<p>町社協の法人情報の公表や本会事業の広報に限定されることなく、地域福祉活動を広く紹介し、地域住民の皆様の「くらし」に役立つ情報を発信する。地域福祉推進委員の協力を得ながら全戸に配布する。</p> <p>【発行回数】年2回（8月・1月） 【発行部数】各2,400部</p>
10 住民互助型ふれあい・いきいきサロン活動育成支援事業 【福祉育成援助活動費】	<p>住民同士のふれあい、支えあいの場だけでなく、介護予防、生きがいつくり、生活課題への気づき、更には小地域において「支え合いのかたちをつくる」リーダー養成等を行う活動として「ふれあい・いきいきサロン」の一層の普及拡大を図り、町内のサロン活動の企画運営を支える。</p> <p>【実施地域】 17集落（団体）</p> <p>【支援内容】</p> <p>①活動費の助成 ②サロン保険への加入 ③用具貸出</p> <p>④ふれあい・いきいきサロン運営担当者連絡会の開催（年1回）等</p> <p>【29年度の取り組み】</p> <p>①新規サロンの立ち上げ及び既存サロンの更なる充実を支援する。</p> <p>②サロン活動事例集の作成について検討する。</p>
11 赤い羽根婚活サポート事業 【福祉育成援助活動費（臨時費配分）】 <b>新規</b>	<p>少子化の要因のひとつでもある未婚化・晩婚化、世帯の跡取りの問題、地域の後継者不足を解決するため、地域福祉活動計画に基づいた具体的な取り組みを推進するとともに、福祉型「婚活応援事業」として継続的にサポートしていただける体制づくりと婚活イベントの企画及び情報提供を手掛ける。</p> <p>【対象者】未婚男女で結婚を希望される方、又はご家族（町内在住が原則）</p> <p>【活動内容】</p> <p>①出会い・結婚に関する相談、マッチング、情報等の提供。</p> <p>②出会いの場となる交流イベント等の企画・実施。（夏の陣、冬の陣）</p> <p>③やまがた出会いサポートセンター等の関係機関との連携等。</p>
12 生活困窮世帯に対する食料品無償提供に関する事業 【福祉育成援助活動費（特別配分）】 <b>新規</b>	<p>生活困窮者などの食料を本当に必要としている方たちを救済するため、未だ充分食べられるにも関わらず、市場流通性を失い廃棄せざるを得ない食料品を企業等から集め、また、農家をはじめとする個人から米や野菜を無償で預かり、当該世帯に対する緊急支援に役立てていく仕組みづくりを進める。</p> <p>【対象者】生活困窮状態にある世帯</p> <p>【活動内容】</p> <p>①食料を寄付頂くための情報発信及び品目に関する要件整備。</p> <p>②協力事業所等との提携。（説明会、情報交換会の開催）</p> <p>③生活困窮者救済のための食料品無償提供の事業化及び備品整備等</p>
13 町内の福祉関係団体が行う福祉活動への助成（2次配分）	<p>福祉団体とのネットワークを活かし、地域福祉を推進するために必要なニーズ把握を行う上でも各種団体が行う活動が効果的に進められるよう共同募金による2次助成を行い側面的な支援を継続的に行う。</p> <p>(1)老人クラブが行う地域支えあい事業（飯豊町老人クラブ連合会）</p>

	<p>クラブ会員による単身世帯等への友愛活動について定着化を支援する。</p> <p>(2) 身体障がい者機能回復訓練事業（飯豊町身体障がい者福祉協会） 会員を中心とした障がい者の機能回復訓練及び社会参加をすすめる活動を支援する。</p> <p>(3) NPOが行う育児サポート事業（特定非営利活動法人ほっと） 一時的に子供を預かり、子育て家庭をサポートする活動を支援する。</p>
--	---

### －地域歳末たすけあい配分事業－

項 目	内 容
1 経済的支援を必要とする世帯への商品券進呈事業	<p>地域の中で経済的困窮状態にある世帯に対し、新年を迎える時期に、町内の商店等で利用できる商品券を進呈し、自立した生活を行うために必要な援助を行う。なお、配分委員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めることとなるが一世帯につき、およそ10,000円分の商品券進呈を予定しており、対象者の把握や世帯訪問については、民生委員の協力を得て実施する。</p> <p>【対象例】※生活保護受給世帯は本事業の対象としない。85件(見込)</p> <p>①要援護世帯（低額年金受給者等継続的に支援が必要な世帯） ②生活保護に準ずる世帯 ③火災や地震等で家屋が被災した世帯 ④民生委員が必要と認める世帯（一時的に支援が必要な世帯）</p>
2 単身高齢者等を対象とした歳末見守り訪問事業	<p>単身高齢者等が、安心して新年を迎えられるよう民生委員による見守り訪問を町内一斉に行い社会的孤立状態の早期発見及び生活課題の把握に努める。なお、配分委員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めるものとする。</p> <p>【対象例】概ね70歳以上の単身高齢者及び障がい者世帯で年末時期に在住している者（見守りを必要とされない者を除く）※同居家族が入院または入所しているため実質、単身で生活している世帯を含む 130件（見込）</p>
3 要保護・準要保護認定児童激励支援事業	<p>経済的な支援を必要とされる要保護・準要保護認定児童に対し、新年を迎える時期に、民生委員による世帯訪問を通じて、児童の健全育成を支援するために必要な相談援助を行い福祉ニーズの把握に努める。なお、配分委員会の承認を得て、具体的な配分計画を定めることとなるが1児童につき、3,000円分の図書カード進呈を予定し、民生委員の協力を得て実施する。</p> <p>【対象例】要保護、準要保護認定児童 30件（見込）</p>
4 ボランティアによる単身高齢者への福祉年賀状作成事業	<p>地域住民の参加による福祉活動の推進を図るため、地元のNPOメンバーに手作り年賀状の作成を依頼し、町内に居住する単身高齢者等に贈り、福祉教育の充実と住民の理解づくりを進める。</p> <p>なお、正確には配分委員会の審査を経て執行する。</p> <p>【対象例】①単身高齢者等 ②ケアハウス入所者 160件（見込）</p>

### (5) 福祉団体が行う活動への支援（事務局担当）

項 目	内 容
1 飯豊町民生委員児童委員協議会	<p>民生委員法に基づき住民の生活状態の把握及び地域の身近な相談役としての役割を担う民生委員の援助活動を支え、月1回地区ごと開催する定例会への出席を通じ組織運営への支援及び団体事務を行う。</p>
2 飯豊町老人クラブ連合会	<p>老人福祉法を基本理念として、地域を基盤に自主的な社会活動及び自らの健康を高める活動を行う老人クラブに対し、レクリエーション大会の運営や関係機関との連絡調整などを中心とした支援を行う。</p>
3 飯豊町ゲートボール連合会	<p>高齢者等がゲートボールを通して対話と生きがいのある生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りながら個々の健康増進及び高齢者の社会参加のために必要な支援を行う。</p>
4 飯豊町身体障がい者福祉協会	<p>身体障害者福祉法を基本理念として、会員相互の親睦を図り、障がい者の雇用促進等の活動を行う当事者組織の団体事務を担う。また、障がい者が利用できる制度の効果的な情報発信に努める。</p>
5 飯豊町戦没者慰霊祭実行委員会	<p>遺族会が挙行する戦没者慰霊祭の事務の一切を担う。</p>
6 山形県共同募金会飯豊町分会	<p>共同募金事業を行うことを目的としていた共同募金会に関する事業及び事務を上部団体の指導のもとに行う。</p>

7 樺地区公共施設防災対策協議会	隣接する施設や関係機関と一体となった防災訓練などを行う協議会の事務局を担う。
------------------	--

#### 4 介護保険及び障がい福祉サービスに関する事業【介護拠点区分】 (介護及び介護予防サービス、地域支援事業等)

##### (1) 高齢者介護予防事業 (高齢者介護予防事業サービス区分)

項目	内容
1 地域介護予防事業 (町委託)  愛称：ゆうゆうクラブ 実施回数：1地区につき月2回 実施地区：岩倉、白川、川内戸、小屋、中部(上原・下屋地・宇津沢) 拠点施設：高齢者介護予防センター等	介護保険被保険者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止、加えて介護予防と閉じこもり防止を図るため、職員が出向き軽体操など指導する。また、生きがいを支えるための活動を地元ボランティアの協力を得ながら高齢者介護予防センターを拠点として展開する。 <b>【運営体制】</b> ①参加者：中津川地区高齢者 55名(見込) ②地元サポーター：10名 ③送迎ボランティア：12名 <b>【事業内容】</b> ①生活機能の維持・向上を図るための活動 ②要支援・要介護状態を予防するための活動 ③高齢者本人の自己実現達成の支援 ④その他、介護予防に資する活動 <b>【29年度の取り組み】</b> ①ゆうゆうクラブを主体とした「いきいき100歳体操」の普及を図る。
2 介護予防支援事業 (町委託)  教室名：らくらく筋トレ教室 開放日：月～金曜日(水曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く) 開放時間：9:00～12:00/13:00～16:30 拠点施設：福祉の里めぐみ内	地域の高齢者等が、できる限り介護保険制度における要介護状態又は要支援状態となることなく、その人らしい生活を継続していくことができるよう健康寿命を延ばすための総合支援と老化と廃用の悪循環を絶つ専門的な支援、指導を実施する。なお、当事業は飯豊町からの受託事業であるため地域包括支援センターとの連携を取り合いながら実施する。 <b>【数値目標】</b> ①年間延べ利用者数 3,000人(見込) ②新規登録者30人(見込) <b>【活動内容】</b> ①健康チェック ②体力測定 ③運動器の機能向上 ④認知症予防のための脳活性化プログラム提供等 <b>【29年度の取り組み】</b> ①特に、男性の新規登録と全体の継続利用に力を入れ、登録者の長期休みを解消する支援を通じて利用者の要介護状態の先送りを目指す。

##### (2) 居宅介護支援事業【ケアマネジメント】(居宅介護支援事業サービス区分)

項目	内容
1 指定居宅介護支援事業 (介護保険)  事業所名：在宅介護支援センター 福祉の里めぐみ <b>【公益事業(介護保険法に規定する居宅介護支援事業)】</b> 指定番号：0672700077 営業日：月～金曜日/8:30～17:15 ※祝日及び12月29日～1月3日除く 実施区域：飯豊町、長井市、小国町、白鷹町、南陽市、川西町 加算：特定事業所加算(Ⅲ)	要介護認定結果をもとに要介護者及び要支援者が必要な居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況や環境、本人・家族の要望などを勘案して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その計画に基づいてサービスが提供されるように事業者と連絡調整を行うなどの支援を行う。 <b>【数値目標】</b> 利用者実数 90人(月平均) <b>【29年度目標】</b> 自己研鑽を積み、知識を深めることでどんなケースにも臨機応変に対応できるようになる。 <b>【サービス種別】</b> ①居宅サービス計画の作成 ②介護保険施設の紹介等 ③サービスの実施状況の継続的な把握、評価 <b>【運営方針】</b> ①利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 ②利用者の心身の状況、環境に応じ利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業所の連携により、総合的かつ効果的に提供するよう配慮し努める。 ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提

	供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることがないよう公平、中立に行うものとする。
2 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業） （町地域包括支援センター委託） <b>移行</b>	居宅で生活する要支援者が、指定介護予防サービスの適切な利用が行われるように、介護予防サービス計画（ケアプラン）及び介護予防ケアマネジメントを作成する業務を町地域包括支援センターから受託する。 (1) 利用者実数（見込） 19人（月平均） (2) 委託料 1件につき4,300円（初回3,000円加算）
3 家族介護支援事業（町委託）	在宅において概ね65歳以上の高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当する方も含む）を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担軽減並びに心身の回復を支援し、在宅福祉の向上を図る。 <b>【事業内容】</b> ①家族介護教室事業 （介護相談、介護方法並びに技術の習得、介護者の健康及び生きがいづくり） ②家族介護者交流事業 （温泉での介護者リフレッシュ企画、施設見学等を活用した介護者の交流） <b>【29年度の取り組み】</b> ①介護者支援施策等の強化を図るために行政と検討及び意見交換。

【注釈①】上記事業1については、社会福祉法人審査要領により公益事業として位置付けられるものの社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行われるため、社会福祉事業と一体的と考える。

【注釈②】上記事業3については、地域支援事業の一環として行われる任意事業であることから介護保険に属する事業と解釈する。

### （3）居宅介護等事業【ホームヘルプ】（訪問介護事業サービス区分）

項 目	内 容
1 指定訪問介護事業 （介護保険指定居宅サービス事業者）	介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象として、資格を有する介護福祉士やホームヘルパー等が自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護（身体介護）や調理、掃除等の家事（生活援助）その他日常生活上のサービスを提供する。 なお、平成29年4月から新しい総合事業への移行に伴い、ご利用者に対してこれまでの予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付し説明を行い、利用者の同意を得た上での適切なサービス提供に努める。 <b>【数値目標】</b> 1月当たり延べ利用者数 480人（介護予防含） <b>【29年度目標】</b> ・専門職として誇りを持ち、ご利用者様に寄り添ったサービスを提供する。 ・心を開き、相手の目線となり、寄り添った提供をしていく。 ・関わる方々と連携を密にし、協力し合える関係づくりを進める。 ・突然の変更にも対応でき、誰が見ても理解できるマニュアルを作り上げる。 <b>【サービス種別】</b> (1) 要介護1～5と判定された方 ①訪問介護（身体介助型）入浴介助、排泄介助、食事介助、体位交換等 ②訪問介護（生活援助型）掃除、洗濯、生活全般に関する相談、助言等 (2) 要支援状態と判定された方 ①介護予防訪問サービス（現行相当） 日常生活援助等
2 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業 （町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定） <b>移行</b>  事業所名：訪問介護ステーション 福祉の里めざみ <b>【第2種社会福祉事業（老人福祉法に規定する居宅介護等事業）】</b> 指定番号：0672700093 営業日：月～日曜日/7:00～21:00 （介護予防は8:00～17:00） ※12月29日～1月3日を除く 実施区域：飯豊町及び長井市 加 算：特定事業所加算(Ⅱ)	<b>【運営方針】</b> ①訪問介護員は、要介護、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。 ②事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3 安心生きがい訪問事業 （町委託）	日常生活に不安がある単身高齢者等が、見守りや声掛け等の支援により社会生活を円滑に営むことができるよう定期的に生活管理指導員を派遣し健全で安らかな生活を営むために必要な便宜を供与する事業を町から受託する。 <b>【事業概要】</b> (1) 対象者：概ね65歳以上の高齢者で、介護保険等のサービス給付を受けていない方で、家族のサポートを得ることが難しい単身高齢者等

	<p>(2) 支援内容:          ①訪問による生活機能等チェック、生活全般の確認、生活上のアドバイス等 (月2回)          ②お元気コールの実施 (月2回)          (3) 利用者実数 (見込) 30人 (月平均)  <b>【29年度の取り組み】</b>          ①利用者の生活課題をつかみ、確実に解決につなげていく機能を強化する。</p>
<p>4指定居宅介護・重度訪問介護事業          (障害者総合支援法指定サービス事業者)</p> <p>事業所名:訪問介護ステーション          福祉の里めざみ  <b>【第2種社会福祉事業(障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業)】</b>          指定番号:0611660028          営業日:月～金曜日/7:00～21:00          ※12月29日～1月3日を除く          実施区域:飯豊町</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、身体、知的、精神障がい者及び障がい児が、障がいがあっても可能な限り自立して生活を営むことができるようにするためのサービスを介護保険の訪問介護と一体的に提供する。  <b>【数値目標】</b>利用者延べ 85人 (月平均)  <b>【29年度目標】</b>          お客様はもとより職員間においても良好な人間関係を構築し円滑に保つ。  <b>【サービスの種別】</b>          ①居宅介護計画の作成 ②居宅介護 (身体介護・家事援助)          ③行動援助及び外出介護等  <b>【運営方針】</b>          ①利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、清掃等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。          ②事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
<p>5 訪問自費介護サービス事業</p> <p>愛称:しあわせ自費介護サービス          営業日:月～金曜日/7:00～21:00          ※12月29日～1月3日を除く          実施区域:飯豊町          料金:30分～45分 2,430円          45分～60分 3,240円          (早朝・夜間は別途料金)</p>	<p>介護保険では適用されない付添い介助や家事援助など、利用者の困りごとや幅広いご要望にきめ細かに応えていくため、また、介護保険利用限度額を超える方へのフォローにつなげるために保険外自費サービスを提供する。  <b>【事業概要】</b>          (1) 対象者: 本会介護サービスを利用されている高齢者 等          (2) 支援内容:          ①身体介助 (入浴、服薬介助等) ②付添い介助 (買い物、通院等)          ③入退院支援 ④家事支援 (片づけ、清掃) 等          (3) 利用者実数 (見込) 4人 (月平均)</p>
<p>6 福祉有償運送サービス事業</p> <p>登録台数:福祉自動車 3台          認定ドライバー: 3名          運送区域:飯豊町          運休日:原則的に土・日、祝日          及び12月29日～1月3日          提供時間:8:30～17:15</p>	<p>単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、十分な輸送サービスを提供するため、自家用有償旅客運送の登録によるドア、ツ一、ドアの個別輸送サービスを実施する。  <b>【利用対象者】</b>介助がなければタクシー等の利用が困難であると認められる方。          ①介護保険法に規定する要介護認定者          ②身体障害者福祉法に規定する身体障がい者          ③肢体不自由、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者  <b>【サービス内容】</b>          ①医療機関への通院、入退院時の移送          ②社会福祉施設等への通所、入退所時の移送          ③福祉団体が主催する事業への参加及び諸手続きのための外出時の移送。</p>

#### (4) 通所介護事業【デイサービス】(通所介護事業サービス区分)

項 目	内 容
<p>1 指定通所介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者) 及び通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス) 事業 (町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定) <b>移行</b></p>	<p>介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象として、自宅から施設まで送迎を行い、食事、入浴、機能訓練及びレクリエーション等日中のサービスを提供する。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能維持並びに利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスを提供する。</p> <p>なお、平成29年4月から新しい総合事業への移行に伴い、利用者に対してこれまでの予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付し説明を行</p>

<p>事業所名：日帰り介護センター 福祉の里めざみ</p> <p>【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人デイサービス事業)】</p> <p>指定番号：0672700119 定員：18名 営業日：月～土曜日(1月1～5日除) 提供時間：原則9：00～16：30 実施区域：飯豊町及び長井市</p>	<p>い、利用者の同意を得た上での適切なサービス提供に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>(1) 通所介護及び介護予防通所サービス</p> <p>①年間平均利用率 83% (1日15人)</p> <p>②1月当たり延べ利用者数 390人(介護予防含)</p> <p>(2) 認知症対応型通所介護及び認知症対応型介護予防通所介護</p> <p>①年間平均利用率 75% (1日9人)</p> <p>②1月当たり延べ利用者数 240人(介護予防含)</p> <p>【29年度目標】</p> <p>①ご利用者様との関わる時間を大切にします。</p> <p>②ご利用者様の個々の状況に合わせた介護サービスを提供し、多様なニーズに応えられるように努めます。</p> <p>③ご家族様や関係機関との連携を密にし、信頼関係を深めます。</p> <p>④明るい挨拶を心掛け、職員同士が気持ちよく仕事ができる職場づくりを目指します。</p> <p>⑤常にプロ意識を持ち言葉づかい、気づかいを心掛けます。</p> <p>⑥職員の資質向上をめざし、お客様へより良いサービスを提供します。</p>
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業及び指定認知症対応型介護予防通所介護事業(介護保険指定居宅サービス)</p>	<p>【サービスの種別】</p> <p>①日常生活上の援助 ②健康状態の確認 ③送迎 ④食事 ⑤機能訓練</p> <p>【運営方針】</p> <p>①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>②利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について解りやすく説明する。</p> <p>③適切な介護技術をもってサービスを提供する。</p> <p>④常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p> <p>⑤居宅サービス計画に沿った通所介護を提供する。</p>
<p>事業所名：日帰り介護センター 福祉の里めざみ</p> <p>【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人デイサービス事業)】</p> <p>指定番号：0672700119 定員：12名以下 営業日：月～土曜日(1月1～5日除) 提供時間：原則9：00～16：30 実施区域：飯豊町</p>	

**(5) 短期入所生活介護事業【ショートステイ】(短期入所生活介護事業サービス区分)**

項 目	内 容
<p>1 指定短期入所生活介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者)</p> <p>事業所名：短期入所生活介護 センター福祉の里めざみ</p> <p>【第2種社会福祉事業(老人福祉法に規定する老人短期入所事業)】</p> <p>指定番号：0672700127 定数：20床(個室ユニット型) 営業日：毎日/24時間 実施区域：西置賜管内及び南陽市、川西町</p>	<p>介護保険法による要介護認定において、要支援及び要介護状態と判定され、居宅において介護を必要とする方を対象に、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスを提供する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>①年間平均利用率 83% (1日16.6名)</p> <p>②1月当たり延べ利用者数 500人(介護予防15人含)</p> <p>【29年度目標】</p> <p>①ご利用者様に喜んで頂けるようなサービスの充実を図る。</p> <p>②介護事故等は、絶対に起こさない意識を共有する。</p> <p>③ご利用者様、職員同士への挨拶を徹底する。(朝夕、居室を巡回し挨拶)</p> <p>【サービスの種別】 ①入浴、食事 ②排泄、離床、整容介助</p> <p>③生活指導、相談援助 ④機能訓練・レクリエーション</p> <p>【運営方針】</p> <p>①事業所の介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿った自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。</p> <p>②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業 (介護保険指定居宅サービス事業者)</p>	

<p>3 指定短期入所事業 (障害者総合支援法指定サービス事業者)</p>	<p>障害者総合支援法に基づき町内の身体、知的、精神の障がい者及び障がい児が、居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期入所を必要とする者を対象に、短期入所サービスを提供するとともに、これら障がい者及び家族への支援を行う。なお、介護保険事業を優先に考え空床の場合に限った受け入れとする。</p>
<p>事業所名:短期入所生活介護 センター福祉の里めぐみ 【第2種社会福祉事業(障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業)】 指定番号:0611660010 営業日: 毎日/24時間 実施区域: 飯豊町</p>	<p>【サービスの種別】 ①食事、排泄、衣類脱着、入浴の介護及び移動介助 ②機能訓練、健康状態の確認 ③送迎及び食事サービス</p> <p>【運営方針】 ①障害者総合支援法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとし、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ②利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明し、適切な介護技術をもってサービス提供する。また、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p>
<p>4 在宅老人短期入所施設利用 弾力化事業 (町委託)</p>	<p>地域の実情及び家庭的事情等により、身体的介護又は自立生活支援が必要な高齢者が中期にわたり居宅での生活が困難となった場合、または一時的に養護する必要がある場合に、短期入所施設の一部を活用し、在宅と施設の往復を繰り返すことにより要介護高齢者の日常生活を支援し、在宅福祉の向上を図るための事業を町から受託する。</p> <p>【対象要件】介護保険法による要介護者及び要支援者並びに地域の実情等により日常生活に支障がある概ね65歳以上の高齢者で次の要件に当てはまる理由により一時的な入所が必要となった場合。 ①介護保険法に基づく短期入所サービスの利用限度日数を越えて介護が必要な場合。 ②家族の疾病、出産、冠婚葬祭、事故災害等のため。 ③家族からの介護も受けていない場合で、一定期間社会的孤立状態に陥る恐れがある場合。</p>

## 5 公益を目的とする事業【困窮者支援拠点】

### (1) 生活困窮者自立支援事業【西置賜地域社協共同体】(自立相談支援事業及び家計相談支援事業サービス区分)

項 目	内 容
<p>1 自立相談支援事業 (県委託)</p>	<p>生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活状況にあった支援計画を作成し、専門の相談支援員が相談者に寄り添いながら、他の機関と連携して包括的かつ継続的な相談支援等を実施することにより、生活課題の解決と自立に向けた支援を行う。</p> <p>【運営体制】 ①相談支援員(兼)就労支援員(1名) ②支援調整会議の開催: 年4回(予定)</p> <p>【支援内容】 ①生活困窮者の相談に応じ、個々の状態にあった支援プランの作成。 ②ハローワークと連携した就労相談。 ③公的制度、相談機関への紹介及び調整等。</p> <p>【29年度の取り組み】 ①排除のない「入口」から適切な「出口」「地域」づくりを目指す。</p>
<p>2 家計相談支援事業 (県委託)</p>	<p>家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、生活が再生されることを支援する。</p> <p>【運営体制】 ①家計相談支援員(1名)</p> <p>【支援内容】 ①本人の目指す目標、支援内容をまとめた家計支援計画の作成。 ②家計管理に関する支援及び滞納の解消に向けた支援等。</p>

	<p>【29年度の取り組み】</p> <p>①家計相談支援事業の重要性に関する社会的な理解を広げる。</p>
--	--

## 6 収益を目的とする事業【デマンド交通拠点】

### (1) 地域の公共交通に関する事業（デマンド交通事業サービス区分）

項 目	内 容
<p>1 デマンド交通事業 「ほほえみカー」の運行 (町補助)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>車両台数：ジャンボ車両 2台           小型タクシー 2台 運休日：土・日、祝日及び8月1           3日～16日、12月29日～1月5           日※年間運行日数：239日</p> </div>	<p>交通弱者と言われる方の暮らしの足を支え、高齢者や障がい者等にとって定期的な通いの場への送迎手段としての役割を担う「ほほえみカー」の運行について、更なる利便性を追求し、魅力あるシステムの構築に努める。なお、今期の1日あたりの利用者数55人を目標に掲げ、利用率の向上を目指す。</p> <p>【基本姿勢】</p> <p>①お客様のニーズに沿った適切な配慮及び親切丁寧な接客を通じ、町民の誰もが気兼ねなく利用できるサービスの提供に努めます。</p> <p>②利用者増にむけて、関係機関と連携した広報及びサービスの宣伝を行い、地域公共交通に対する住民の関心を高めます。</p> <p>③高齢者等の活力を支える交通システムとして、福祉の面から、今後求められるサービスの役割を検討します。</p> <p>【業務内容】</p> <p>①運行委託：一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得た事業者には運行業務を委託。(車両4台)</p> <p>②予約受付：ほほえみカー予約センター内にオペレーターを配置。(午前中2名/午後1名)</p> <p>③ほほえみカー運行委員会の開催。(委員委嘱15名/年2回開催)</p> <p>④有料による視察団体の受入。</p> <p>⑤当該事業の利用拡大のための周知及び広報。(ほほえみカー通信の定期発行)</p> <p>【利用促進事業等】</p> <p>①回数券販売を通じ利用者の利便性向上を図る。</p> <p>②車内に有料による協賛広告を掲載し、運営基盤の強化を図る。</p> <p>③商工会や地元企業と連携した企画開発及び商店街の活性化に向けた取り組みを推進する。</p> <p>④きめ細かな利用者ニーズに対応するため電話のほかインターネット及びFAXでの利用予約に対応する。</p> <p>⑤事前予約が無い者の乗車対応を行い置賜総合病院からの利用促進を図る。</p> <p>【29年度の取り組み】</p> <p>①回数券の販売促進等を通じて、ヘビーユーザー(固定客)の拡大を目指す。</p> <p>②高齢者等運転免許証の自主返納者に対する支援施策と強く連携し、新たな利用者層を獲得する。</p> <p>③誤予約を防止するための工夫を検討する。</p> <p>④心身の状態などから、単独乗車が困難とされる利用者に対し、他の移送サービスへの誘導、相談及び調整などの必要なフォローを行う。</p>

## 7 その他

### (1) 関係機関との連携

項 目	内 容
<p>1 西置賜地方福祉連絡会議 当番幹事</p>	<p>西置賜管内の社会福祉協議会が共同で研究活動及び共通した課題の解決に向けた情報交換を深めるために次の会議及び研修事業を行う。</p> <p>①会長会議(11月)                   ②事務局長会議(4月・11月)</p> <p>③担当者会議(4月・2月)           ④職員研修(10月)</p>
<p>2 置賜地方社会福祉協議会連絡会</p>	<p>置賜3市5町の社会福祉協議会共同事業として次の事業を行う。</p> <p>①社協役員研修会(担当:長井市社協) ②相談員研修会(担当:長井市社協)</p> <p>③職員研修会(担当:小国町社協) ④ボランティアの輪連絡会議(担当:高畠町社協)</p> <p>⑤老人クラブ連合会連絡協議会(担当:飯豊町社協)   ⑥担当者会議(担当:米沢市社協)</p>



3 長井地区被害者支援連絡会 (長井警察署)	犯罪、事故等の被害者及び家族(遺族)に対し関係機関が相互に連携し、専門分野での支援を行うための連絡会活動に参加協力する。
4 長井地区安全運転管理者連絡協議会(長井警察署)	一定台数以上の自動車を使用する事業者として、職員の交通安全意識高揚を図ると共に、協議会事業に全面的に協力する。
5 飯豊町介護保険運営協議会への参加(健康福祉課)	介護保険事業計画の進行管理を行い、計画進捗及び点検評価について協議し、制度の健全な発展を支えるための協議会に職員を派遣する。
6 飯豊町地域包括支援センター運営協議会(健康福祉課)	住民の心身の健康の保持及び保健福祉の推進を包括的に支援する役割を担う機関の円滑な運営を行うための協議会に職員を派遣する。
7 山形県老人福祉施設協議会が行う事業への参加協力	施設職員の技術向上のための研修をはじめ、全国的な情報交換と広報活動、介護保険制度の研究調整などの事業へ組織として参画する。
8 飯豊町障害者自立支援協議会(健康福祉課)	地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等を協議し、障がい者福祉のより一層の推進を図るための協議会に職員を派遣する。
9 飯豊町要保護児童対策地域協議会(教育文化課)	要保護児童の早期発見や適切な保護と要保護児童及びその家族への適切な支援を図るための諸会議に構成団体として参加する。
10 飯豊町地域公共交通会議(住民税務課)	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項等について審議する諮問会議に職員を派遣する。
11 置賜地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会(公共職業安定所)	住宅・生活に困窮する離職者に対する支援を拡充するため、置賜管内における福祉部門及び雇用部門の連携・協力を図り、具体的な協議調整を行う協議会に構成員として参画する。
12 飯豊町生活支援介護予防サービス推進協議会(健康福祉課)	総合事業への移行にあたり、生活支援及び介護予防サービスの体制整備に向け、情報共有及び連携強化を図るための協議会へ参画する。
13 グループホームひめさゆり荘2号館運営推進会議(いで福祉会)	隣接するグループホーム等が、地域に開かれたサービスを提供するために推進設置する会議に職員を派遣する。
14 飯豊町商工会との連携強化	町商工会への加盟を通じ、利用料等が商工会共通商品券でも取り扱いできるように町民が暮らしやすいまちづくりを推進する。
15 NPO及び企業、団体との協働	子育てや障がい者との関わりをもつNPOとの連携を図り、地域福祉活動の推進及び民間の力を福祉に活かす仕組みづくりを検討する。
16 その他	行政・関係団体が主催する社会福祉を目的とした事業への後援・協賛及び諸会議への職員派遣等の協力を行う。

## (2) 共同募金及び歳末たすけあい運動への協力(第1種社会福祉事業)

項 目	内 容
1 赤い羽根共同募金運動 【推進団体】 部落長会・町内学校・事業主、ボランティア団体等	共同募金を財源とする事業のPRを強化し、部落組織・企業並びに関係団体、ボランティアと連携を取り合い積極的な募金運動を展開する。 【実施内容】 ①実施時期：10月1日～12月末日 ②募金目安： 戸別募金 一戸あたり700円 法人募金 1,000円～10,000円(4段階) ※その他 学校募金、職域募金、街頭募金、イベント募金を通して募金活動の拡大を目指す。 【29年度の取り組み】 ①町共同募金委員会への組織改編及び審査委員会の新設を行う。
2 歳末たすけあい運動 【推進団体】 部落長会・民生委員児童委員協議会	部落組織・民生委員児童委員協議会及び関係機関団体の協力により募金運動の実施を図る。 【実施内容】 ①実施時期：11月中旬～12月上旬 ②募金目安： 戸別募金 一戸あたり500円

【注釈】共同募金は、都道府県を単位として行われる寄付金募集であり、本県では「山形県共同募金会」が実施主体となっている。本町における募金活動は「山形県共同募金会飯豊町共同募金委員会」が執行しており社会福祉協議会は、その事務局という位置づけとなるため「募金事業への協力」と表示する。

### (3) その他

項 目	内 容										
1 総務に関する事項	<p>(1) 各種規則等の制定及び改廃。</p> <p>(2) 適切な労務管理とワークライフバランスのとれた職場づくりの実践。</p> <p>(3) 各種法令・制度改正に伴う対応及び諸準備。</p> <p>(4) 消費税及び法人税の申告及び納付、課税事業者に関する事務。</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰの適用を受けるため、経験年数、資格、評価等に応じた昇給体制の構築及び規則の整備。</p> <p>(6) 事務処理業務の効率化を進めるためのシステム化。</p> <p>(7) 事故防止に向けた取り組み。(労働安全衛生マネジメントシステム推進)</p> <p>(8) 視察団体の受入れ及び関係機関が行う調査、各種行事へ参加協力。</p> <p>(9) 山形いきいき子育て応援企業(宣言企業)への登録。</p>										
2 社会福祉法人制度改革に関する取り組み <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	<p>改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人として公益性・非営利性を確保する観点から、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人経営を実践するため次の項目について重点的に取り組む。</p> <p>(1) 新たな組織体制のもと牽制機能を発揮。</p> <p>(2) 財務会計に係るチェック体制の整備。</p> <p>(3) 事業運営の透明性の向上。(財務諸表等の公表範囲を拡大)</p> <p>(4) 適正かつ公正な支出管理の確保。</p> <p>(5) 社会福祉事業等への再投下可能な財産額(社会福祉充実残額)の明確化。</p>										
3 地域公益事業の実施を踏まえた取り組み <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	<p>改正社会福祉法の施行に伴い、地域のニーズに応じた地域公益活動が責務化されたことを踏まえ、社会福祉法人・施設との協働による公益的な取り組みを推進していくための体制づくりに取り組む。</p> <p>(1) 地域全体にわたる社会福祉法人のネットワークづくり。(法人連絡会等)</p> <p>(2) 「地域協議会」の運営に関する検討及び準備。</p>										
4 職員の人材育成	<p>本会「人材育成の基本方針」に基づきサービスの質の向上を図るために必要な研究を行い、効果的なチームプレーが展開できる環境作りを推進する。</p> <p>(1) 事業主が実施する研修並びに教育</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規採用職員</td> <td>採用後1回</td> </tr> <tr> <td>主任、係長以上</td> <td>年2回以上</td> </tr> <tr> <td>全職員</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td>事務局長、施設長</td> <td>年1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 職員が自発的に実施する研修等(年4回以上)</p> <p>(3) 職員を対象とした資格取得等への支援拡充</p>	対象者	回数	新規採用職員	採用後1回	主任、係長以上	年2回以上	全職員	年1回以上	事務局長、施設長	年1回以上
対象者	回数										
新規採用職員	採用後1回										
主任、係長以上	年2回以上										
全職員	年1回以上										
事務局長、施設長	年1回以上										
5 福祉人材の確保促進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	<p>厚生労働省によるキャリアアップ助成金制度等を活用し臨時職員(有期契約労働者等)の意欲及び能力の向上と介護人材の定着化を図るための取り組みを強化する。</p> <p>(1) 介護人材の非正規から正規雇用へ転換していくための制度整備。</p> <p>(2) 非正規職員に対し、必要な知識・技術を習得するための職業訓練の実施。</p>										
6 法人及び福祉情報の提供	<p>住民の福祉への理解及び関係者・利用者の関心が高められるよう、誰にでもわかりやすい情報発信に努める。</p> <p>(1) ホームページ(公式サイト)の定期更新。&lt;<a href="http://www.iide-shakyo.jp/">http://www.iide-shakyo.jp/</a>&gt;</p> <p>(2) 報道機関へ積極的に記事掲載を依頼する。</p>										
7 福祉サービスに関する苦情対応	<p>介護サービス等の利用者からの苦情に対し適切な解決に努めるとともに必要に応じた改善及び職員の資質の向上につなげていくために苦情解決委員会を設置し社会福祉事業の適正な運営を確保する。</p> <p><b>【苦情解決体制】</b></p> <p>①苦情解決責任者(事務局長・施設長)</p> <p>②苦情受付担当者(各部門1名配置) ③第三者委員(3名委嘱)</p>										
8 上記区分に属さない又は共通する項目事項	<p>(1) 社会福祉の分野において功労のあった奉仕者等への表彰。</p> <p>(2) 行政や関係団体への意見具申。</p> <p>(3) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡。</p>										

	(4) 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業。
--	--

### 【参 考】事業区分／拠点区分／サービス区分の設定

本会の実施する事業は、社会福祉法人会計基準省令（厚生労働省）に基づき3つの事業区分に分けられ、うち社会福祉事業区分は2つの拠点区分に分類される。

事業区分	拠点区分	サービス区分	主な事業項目	
社会福祉事業	社会福祉拠点	法人運営事業	法人運営／心配ごと相談事業／ボランティア活動振興／その他、地域福祉の推進に関する事業	
		緊急通報装置運用事業	緊急通報装置見守り支援システム運用事業（受託）	
		共同募金配分金事業	サロン活動育成支援事業／会食サービス事業／しあわせ発行／2次配分／歳末たすけあい配分事業／その他	
		福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業における一部業務（受託）	
		福祉更生資金貸付事業	福祉更生資金貸付事業	
		基金運営事業	社会福祉基金／介護事業財政調整基金ボランティア振興基金／職員資格取得研修等支援基金の管理 等	
	介護拠点	高齢者介護予防事業	地域介護予防事業（受託）／介護予防支援事業（受託）	
		居宅介護支援事業	介護保険指定居宅介護支援事業／介護予防ケアマネジメント業務（受託）／家族介護支援事業（受託）	
		訪問介護事業	介護保険指定訪問介護事業／町総合事業指定訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業／安心生きがい訪問事業（受託）／自立支援指定居宅介護・重度訪問介護事業／私的契約訪問介護事業／福祉有償運送サービス事業	
		通所介護事業	介護保険指定通所介護事業／町総合事業指定通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）事業／介護保険指定認知症対応型通所介護事業／介護保険指定認知症対応型介護予防通所介護事業	
		短期入所生活介護事業	介護保険指定短期入所生活介護事業／介護保険指定介護予防短期入所生活介護事業／自立支援指定障害者短期入所事業／在宅老人短期入所施設利用弾力化事業（受託）	
	公益事業	困窮者支援拠点	自立相談支援事業	自立相談支援事業（受託）
			家計相談支援事業	家計相談支援事業（受託）
	収益事業	デマンド交通拠点	デマンド交通事業	デマンド交通事業

【注釈】社会福祉事業は、①法人運営事業、②社会福祉法第2条に列举された事業、③介護保険事業等の用に供する施設の経営に付随して行っている事業等が含まれる。生活困窮者自立支援事業及びデマンド交通事業は、社会福祉法に規定される公益事業及び収益事業となるため社会福祉事業に関する会計から区分した経理とする。なお、社会福祉事業区分における拠点区分を場所別区分と考えた場合、拠点区分は1となるものの、事業運営の実態に照らして、一体的に運営されている事業を集約することが望ましいため、介護事業に限った経営状況を把握できるように設定している。サービス区分は拠点区分をさらに細分化したもので、定款に記載した事業ごとに設けるものとされるが、それ以外にも税務申告や会計処理上「区分経理」することが望ましい事業等は単独で会計する。